

大洋リアルエステート株式会社

送信者: <hisashi_komada >
宛先: <m_mikami >
Cc: <h_asadr >; < >
送信日時: 2011年4月21日 9:53
件名: 4月20日付貴債に係る件

御堂筋共同ビル開発特定目的会社

取締役 見上 正美 様

(C.C. 東銀リース株式会社
執行役員 金融サービス部長 浅田 博様

大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長 堀内 正雄様

CHEN,KATO & PARTNERS PTE LTD


前略 貴社(以下「TMK」と申します。)より弊社宛に、
今般TMKの法的整理に向け具体的な手続を開始することとなつた
との通知書を昨日受領致しました。

優先出資社員として、弊社は貴社に対し、
従前からTMKの法的整理の手続の申立てに反対する旨の意向を
示しておりましたが、改めて弊社として反対の意向を表明致します。

貴殿もご高承の通り、現在、大阪地方裁判所において、弊社を申立人、
大洋リアルエステート株式会社(以下「大洋社」と申します。)様、
及び鹿島建設株式会社(以下「鹿島」と申します。)様を相手方とする、
TMKを巡る法律関係を円満に調整するための調停(大阪地方裁判所平成23年
(メ)第501号、以下「本件調停」と申します。)を本年1月31日に
申立てており、次回期日(第2回、本年4月27日)においては、
解決に向けた関係者の協議が行われるところであります。
この期日には、TMKの大口債権者であり、調停の相手方である
大洋社様及び鹿島様が出席予定であり、TMKの清算についても、
その中の解決案の一つとして協議予定であるところ、
貴殿が優先出資者の意向に反して法的整理に向けて具体的な手続を
開始する意義は到底理解できません。
加えて、TMKのもう一方の優先出資者
CHEN,KATO&PARTNERS PTE LTD様も、2011年1月21日付のメールにて、
TMKの法的整理に対し、反対の意向を示していることを申し添えます。

以上、取り急ぎ、ご連絡まで。

草々

〒100-8133

東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル6階

三菱地所株式会社

法務室長 駒田 久

Tel:(03)3287-5156

Fax:(03)3214-7036

E-mail:hisashi_komada
